

令和5年

財政援助団体等監査報告書

阿見町監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、令和5年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和5年7月7日

阿見町監査委員 佐藤 修一  
同 栗原 宜行

## 1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、町が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する町所管課の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

## 2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1及び表2のとおりである。

なお、団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、令和5年度に阿見町外部評価委員会が行う外部評価の対象とされていないことなどを勘案し選定した。

(表1)監査実施団体数及び実施率

区分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体	26	6	23.1%
交付額1,000万円以上	3	1	33.3%

※表示単位未満を四捨五入

(表2)監査実施団体及び町所管課の一覧

団体名	町所管課
町子ども会育成連合会	生涯学習課
シルバー人材センター	高齢福祉課
町動物愛護協会	生活環境課
清明川土地改良区	農業振興課
町商工会	商工観光課
町統計会	総務課

## 3 監査期日

令和5年6月21日

## 4 監査対象範囲

令和4年度の事業を対象に実施した。主として、令和4年度交付分の補助事業等に係る事務を対象とした。

## 5 監査の重点項目

監査の重点項目は、

- (1)補助金が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2)補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3)補助金の経理が適正になされているか。

のとおりである。

## 6 監査の方法

団体及び町所管課から事前に提出を受けた決算関係資料を確認するとともに、書面監査による経理関係帳票類等の閲覧や、団体及び町所管課から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

## 7 監査の結果

監査に付された各団体の決算関係資料及び経理関係帳票類等は、いずれもその計数は正確であり、適正に運営されているものと認められたが、一部において不適切な事案があった。

監査の結果、改善を要する事項は次のとおりである。

- (1) 補助対象経費・補助率・補助限度額等の見直しに関する事項
- (2) 出納簿の表記の見直しに関する事項

## 8 監査の結果に基づく監査意見

- (1) 補助対象経費・補助率・補助限度額等の見直しに関する事項

シルバー人材センター、清明川土地改良区、統計会に関し、補助対象経費その他の補助金に関する事項の見直しが相当期間行われていないことを確認した。

地方公共団体による補助金は、公共の福祉に寄与する特定の事業、研究等に関し、その事業等の遂行を育成することを目的に交付するものであると解され、その交付には、時々の経済状況や事業の必要性に応じ、可否を決定することが求められる。

以上のことを勘案し、今一度補助金の交付目的に反しない範囲で、補助対象経費等の要件を見直し、必要であれば交付要綱等の改正を経て、適切な補助金の交付を検討されたい。

- (2) 出納簿の表記の見直しに関する事項

町動物愛護協議会に関し、補助金に係る実績報告書に添付された出納簿の表記に関し、申請者ごとの補助限度額、実績額、交付額及び不用額が示されていたが、申請者ごとに個別にまとめているのではなく、一覧として備えられており、精算額等の確認がしがたい状態であった。煩雑な帳簿である場合、精算処理の誤りといった事務手続き上の誤りにつながりかねないため、個別にまとめるほか、申請者ごとの手続き状況が明瞭となるよう、備えるべき帳簿のあり方について見直すことを検討されたい。